

東芝賃金差別提訴団への質問について (回答)

2003年2月5日
東芝賃金資格差別提訴団

去る2002年12月7日付で貴労連から支援共闘会議結成などについての「質問書」が
出され、私たちに回答を求められました。この質問書が神奈川労連幹事会という公の場
で発表され、職場有志にも配られ公開されていますので、文書で「質問書」に答えること
といたします。

1、質問「支援共闘をつくる意志が有るのかどうか」について

私たちは、提訴団の方針に基づき支援共闘会議結成に向けて誠心誠意努力してきました
が、次に述べるように、現在は非常に困難な状況になっていると言わざるを得ません。
しかし、私たちは中労委闘争、地労委での不当配転撤回闘争など今後の運動を強化する
中で、支援共闘会議を結成する展望を開くため引き続き全力をあげる決意です。

(1) 「支援共闘相談会」開催の経過

東芝は公安警察出身者を多数労務担当に雇い入れ、インフォーマル組織「東芝副会」
を育成して労働組合に支配介入してきました。また活動家の中に「協力者」と呼ぶスパ
イを送り込むなど特異な労務管理を行なっている会社です。労働組合は「連合」に加盟
し、「東芝副会」が職場を支配している中で、私たちは職場要求実現のために活動して
きました。

1995年8月に神奈川地労委に申し立てた賃金資格差別事件は、2001年4月に10名全
員の全面勝利命令を勝ち取りました。しかし、会社は命令に従わず、中労委に再審査を
申し立てて引き延ばしをはかり、さらに係争中の私たちを別会社に出向・転籍させる攻
撃を続けてきました。

私たちは、こうした会社の相次ぐ攻撃など困難な状況を打開し、東芝争議の早期勝利
解決めざすために支援共闘会議を結成することを「支援する会」に相談して、神奈川労
連、地域労連、単産、争議団、争議経験者を結集した支援共闘会議を結成することを決
定致しました。それにもとづき、提訴団と「支援する会」連名で、7団体(神奈川労連、
川崎労連、神奈川県国公共闘、JMIU神奈川地本、全国一般神奈川地本、建交労神奈川県
本部、神奈川争議団共闘会議)に呼びかけて、支援共闘相談会を2001年9月17日、10
月26日、12月6日、2002年6月28日の4回にわたって開催してきました。

(2) 相談会で自由な発言を保障するための申し合わせ

私たち提訴団と支援する会は、相談会の場で参加者が自由に議論を尽くし、意見の違
いや考え方の違いを乗り越え理解と団結を深めるために必要と考え、支援共闘相談会の
開催にあたり、「各団体の発言は自由だが、発言内容は相談会がまとまるまで公表しな
い」ことを、参加者にはかりました。参加者からも特に異論は出されませんでした。

(3) 私たちは労働組合と争議経験者を結集した支援共闘会議結成を要望しました

私たちは、4回にわたる相談会で、下記の提案を行い御検討いただきました。

- ① 代表委員制の支援共闘会議とする。
- ② 支援共闘会議の事務局長は、現在の「東芝争議を支援する会」の事務局長に
お願いする。
- ③ 支援共闘会議事務局に、団事務局、支援する会の事務局からも参加する。
- ④ 支援共闘会議の幹事は、支援共闘加盟組織から出していただきたい。
この私たちの要望は、神奈川労連をはじめ県内のたたかう労働組合と県内の様々な
争議を経験した人々を総結集し、加盟参加団体が対等平等で、強固な支援共闘組織を
結成することを願っての提案でした。

(4) 私たちは、引き続き皆さんにご協力を要請いたします

2002年6月28日の相談会で神奈川労連から出された「東芝争議支援共闘会議結成
への対応について」では、「支援共闘の中心は神奈川労連が担う」など8項目が文書で
示され、また、「議長および事務局長は労働組合から出す」、「東芝争議を支援する会
の事務局長が支援共闘会議の事務局長になることは認められない」と説明されました。

いくつかの相談会参加団体から「当該の意向を尊重すべき」「争議経験者と労働組合
が力を合わせる事が大切」と賛同を頂く中で、神奈川労連の提案は私たち提訴団の
意向と相反し、合意するための大きな障害となりました。その結果、この意見の違い
によって7団体全体としては、6月28日の相談会でも合意するに至らなかったのです。

こうした状況の下で、私たちは引き続き相談会参加者の皆さんに、中労委闘争、地
労委での不当配転撤回闘争強化など今後の運動への協力を訴え、一緒に運動を強化し
ていただく中で支援共闘会議結成の展望を切り開きたいと考えていました。

(5) 神奈川労連第18回定期大会議案書からの削除問題について

私たちは神奈川労連第18回定期大会議案(原案)の中に、東芝支援共闘相談会に
ついて、「当該には意見をまとめ調整する努力や熟意が見られず、早期結成は困難」
などとの記述があることを知って驚き、袖山と城間が8月23日、労連事務局次長(当
時)に面会して削除を申し入れました。

申し入れでは「東芝の不法・不当な労働者支配、不当配転攻撃をやめさせるために、
地労委、中労委闘争などの運動を強化する中で、支援共闘会議結成の展望を切り開き
たいと考えているので理解してほしい」こと。また、「労連の議案書にこのような文
書が記載されることは、私たちへの公然とした批判と受け取られ、東芝資本を利する
ものとなり、東芝争議の前進のためにならないこと」を説明し、「相談会での申し合
わせを守り、相談会の内容を公表することをやめてほしい」と要請したのです。

(6) 大会議案から削除しながら、大会資料で公表するとは

この私たちの要請が受け入れられて、9月7日~8日に開催された大会の議案書か
ら問題の文章部分は削除されていました。ところが、前述の「東芝争議支援共闘会議
結成への対応について」と題する文書が大会議案資料として掲載されました。
この文書は支援共闘相談会で神奈川労連代表が発言した内容がそのまま載せられたも

ので、前述したように、私たちが東芝の不法・不当な労働者支配、不当配転攻撃と闘い、熱意を持ってねばり強く支援共闘会議結成に向け努力してきた事に十分な理解を示していただけにだけでなく、「各団体の発言の内容は相談会がまとまるまで公表しない」という申し合わせにも反するものです。

- (7) 定期大会以降の一方的な文書配布が、東芝争議支援共闘会議結成をいっそう困難にしています

「各団体の発言の内容は相談会がまとまるまで公表しないでほしい」と申し入れてきたにも拘わらず、大会以降も10月1日の第2回幹事会で「東芝争議支援共闘会議結成の相談会の経過について」および「東芝の支援共闘会議結成の相談会について」の文書が、さらに、11月2日の第3回幹事会では、東芝提訴団を攻撃するE提訴団員名の文書が配布されました。これらは、私たちに事実確認もされないまま一方的に東芝争議を誹謗・中傷するものであり、しかも提訴団内部の問題に外部から干渉・介入する行為です。これらは提訴団の不団結を拡大させ、内部分裂にもつながりかねない重要な内容を含んでいると思います。

2. 質問「提訴団内、提訴団と職場、弁護団との不団結状況を改善するつもりはあるのかどうか、そのためにどうするのか」について

- (1) 提訴団の団結を守るために対処するのは当然のことです

私たち10名の提訴団は、意見の違いはあっても団の決定に従って具体的な行動で団結してたたかう方針を確認し、地労委・中労委での審問、職場からのたたかい、社会的包圍のたたかいなど三分野での闘いを進めてきました。

ところがE提訴団員は、2002年5月13日と7月2日の中労委調査で控室や廊下で騒いで支援者や中労委関係者に不信感を与えました。さらに7月19日の「東芝争議を支援する会」第4回総会で職場の提訴外者S氏が総会議長の制止を無視して「支援する会副会長予定者」を誹謗・中傷する不規則発言をした後、E提訴団員はそれを助長する形で会場中央付近に何度も踊り出て、「団は民主的でない」などと騒ぎ立て、支援者の怒りを買いました。

私たちは提訴団会議および支援する会幹事会で、総会議案や役員人事を討論して決定し、支援する会総会に提案しました。ところがE提訴団員は団会議の決定に従わず、しかも総会議長の制止を無視して支援者など大衆の面前で提訴団を攻撃し、総会を混乱させて東芝争議に重大な損害を与え、東芝争議支援のために総会に参加した人からも「異常な状態だ」と批判されました。

それだけでなく、E提訴団員は秘密裏にメールを使って、職場の提訴外者に、「支援する会一部幹部による『争議の実績があり、寝食を共にしてくれる幹部』を中心とした支援共闘準備会の発足を阻止できるかどうかです。変な組織ができれば、潰すのに無駄な時間がかかります」「提訴団会議の暴走結果を承認させないために頑張ります」などと、提訴団と支援する会をねじ曲げて攻撃していました。また同メールで、2001年4月26日の地労委命令日行動で神奈川労連を代表して副議長が地労委横の公園で挨拶

されたのに、E提訴団員は「連帯挨拶からは、意図的に神奈川労連と地域労連が排除され」などとウソを流してきました。

このE提訴団員による分裂行動について、提訴団会議で論議し総括を重ね、再三批判し説得しました。それにも拘わらず、E提訴団員は全く反省を示さないばかりか、こうした行動を今後もやめないと主張し団の決定に従う態度を示さないため、やむなく私たちは、提訴団が行なう行動および団を代表しての参加を認めず、権利を一時停止することを決めました。

私たちは東芝資本との闘いに勝利するために活動しています。提訴団員が再三の説得にも拘わらず、団結を守らない行動をした時に「提訴団員の権利を停止」することは、団内の団結を維持し、東芝資本に勝利するための当然の処置と考えています。もちろん私たちは、E提訴団員が一日も早く反省し提訴団に団結することを期待しています。

- (2) 職場の人との団結を強化する努力をしています

私たちは7年間争議をたたかう中で、職場の仲間と地労委、中労委の審問日行動での駅頭宣伝や審問傍聴への参加を呼びかけてきた事をはじめ、川崎市、横浜市、神奈川県などの自治体要請や背景資本である三井住友銀行要請行動、幸区地域宣伝行動、川崎市の繁華街宣伝、秋葉原電気街宣伝など東芝を社会的に包圍する運動への参加を呼びかけて成功させてきました。また、会社が推進する労働者犠牲のリストラ・人減らし、出向・転籍の強要反対の闘いでも、職場の仲間とともに労働者の要求を取り上げて、門前・駅頭ビラの配布、労組や会社への申し入れ等、争議と職場要求実現を一体のものとして闘い、一定の成果もあげてきました。私たちは「東芝資本を包圍するために、意見の違いはあっても行動で団結する」事を貫き実践してきました。

こうした方針を今後とも堅持し、リストラ・人減らし反対や職場要求実現のたたかいの中で、職場の人との団結を強化していきます。

- (3) 弁護団との団結強化に努力しています

私たちは1995年8月、神奈川地労委に不当労働行為救済申立をおこない、弁護団と緊密に団結して地労委審問を成功させ、2001年4月に全面救済命令を勝ち取りました。会社は地労委命令に従わず中労委に再審査申立を行ないましたが、私たちは中労委の審問で傍聴席を満員にして、会社の不当労働行為を追及し、昨年7月2日に結審しました。

会社は、中労委結審を前にした2001年2月および4月に、提訴団員3名を遠隔地に不当配転し、あからさまな争議つぶし、不当労働行為の上塗り、争議の引き延ばしを行ってきました。私たちは「争議解決への話し合いに入るには、会社が先ず不当配転を撤回し、中労委の審査開始前に戻すこと」を求め、5月と7月の中労委調査で表明しました。私たちは9月と10月にも中労委に出向き、会社が不当配転の撤回・争議解決の意思がないことを確認し、10月18日の中労委での話し合いの打ち切りを通告して、命令作業の促進を求めました。こうしたことは、弁護団の意見も聞き、緊急会議など提訴団内で何度も論議し、団としての方針を決め、弁護団にも私たちの意向を

事前に伝えて実行してきました。

「質問書」で「弁護団との事前の相談もなく中労委の和解の糸口を断ち切ってしまった」と述べていることは事実と反します。会社が「中労委でダメなら裁判で争うことに決めている」「最高裁まで争う」と公言する中、争議を勝利するため、弁護団との団結強化は言うまでもありません。資本と闘い、闘いの原点に立った運動を貫き、弁護団との団結強化を進めていきます。

3. 質問「10月10日の東芝柳町工場前で、池田氏に神奈川労連批判の発言をさせた経過と意図、事後の措置」について

この質問ほど私たちを驚かせたものはありません。それは質問書の半分近くを使う長文だからというだけでなく、個人名をあげての一方向的な批判や断定、私たち提訴団が知るよしもない労連の内部事情や日立神奈川支援共闘会議での出来事などをもとに見解を押しつけるなど、目を疑わざるを得なかったからです。しかし私たち提訴団に関わる項目について以下に御回答します。

(1) 日立神奈川支援共闘会議に挨拶を頂いた経過と意図

昨年10月10日に神奈川争議団第6次統一行動が行われ、東芝柳町工場門前での行動では会社が要請団を拒否する中、参加された各団体・個人に激励の挨拶を要請しました。挨拶された皆さんは、それぞれの立場から、自らの争議経験をふまえ、東芝の不当労働行為や、要請拒否に対する抗議の挨拶をされ、門前行動成功の大きな力になりました。

日立神奈川支援共闘会議にも挨拶を要請しました。要請した意図は、同じ電機の大企業職場で、賃金昇格差別争議をたたかい立派な争議解決をはたした日立神奈川支援共闘会議の代表挨拶が、東芝資本に対して争議の早期解決を決断させる大きなインパクトになると考えたからです。日立神奈川支援共闘会議からは池田代表委員が挨拶をされました。池田氏は、12年間にわたる日立資本との闘いに勝利したこと、自らは30年前に大日本塗料を解雇され厳しい闘いのなかでも支援を広げて職場に戻ったことなど、争議経験をもとに激励挨拶をされ、私たちに大きな感動と励ましを与えていただきました。

(2) 池田発言が神奈川労連批判と言われますが

池田氏の発言が神奈川労連批判だと断定しておられますが、何を根拠にして断定されているのかわかりません。「神奈川労連は日立支援共闘から離脱した」また「(離脱の)原因は池田氏の後任の代表委員を選任すること、(支援共闘の)総会を開くなど支援共闘の民主的運営を行なうことの2つの(労連)要求を争議団が拒否したからだ。しかし、これらは支援共闘でよく議論して決めたことだ」と発言したとされていますが、これらは事実を述べただけで、私たちは神奈川労連批判と受け止めていません{()内は提訴団注記}。

私たちは、神奈川労連の内部事情や日立神奈川支援共闘会議での出来事などを詳細

に知る事もできません。神奈川労連と日立神奈川支援共闘会議の意見の違いについては、東芝提訴団への質問書の中で主張するのではなく、お互いが事実と道理に基づいて納得のいくまで話し合っ解決すべきものであると考えています。

従って「このような人物に工場門前で神奈川労連批判を行なわせ、その後何の説明もないことは、今後神奈川労連の協力を求めないことの表明」だと決めつけられても、私たちは回答しようがありません。私たちは、前述したように神奈川労連をはじめ闘う労働組合と県内の争議経験者の力を結集して支援共闘会議をつくり、東芝資本を追い込んでいきたいと願っています。

4. 最後に ー統一と団結のために原点に立ち返ってがんばりますー

(1) 私たちに事実確認をして下さい

12月10日、「質問書」受け取りの際、袖山、城間が、副議長、幹事に質問内容について、「団内の不団結、弁護士との不団結」など、質問の根拠になった情報を、誰から聞いたのかをお聞きしましたが回答されませんでした。

そのため私たちは、私たちに事実確認をせず文書でこのような「質問書」を出すのではなく、まず私たち当事者に事実を確認してもらいたかったと述べ、文書で出すことは文書合戦になりかねず、共にたたかう陣営内での不団結を広げることになると、危惧していることも述べました。

今回のこのような貴労連の対応が「当事者の意見をよく聞いて判断する」という社会生活上のルール、および「組合員一人ひとりが主人公」という労働運動の原点から見て誠に残念に思います。

(2) 貴労連が「質問書」を提訴団外に配布し、討議を呼びかけたことについて

私たちは12月10日に貴労連から「質問書」を受け取りました。その文書が翌々日の12日に提訴団外のI氏(「明るい会」(東芝労働者))に副議長から「職場で討議するように」と渡され、同時にメールでも送られていたこともわかりました。12月14日、「東芝の職場を明るくする会」の東芝OBも含む忘年会で「質問書」の文書が「明るい会」により、参加者に配布されました。

東芝提訴団宛の「質問書」を私たちが回答を検討しているなか、私たちに事実も確認していないものを、私たちに飛び越えて職場での討議を呼びかけ、配布することは、職場の人たちを混乱させ、職場の支援する人達と提訴団を離反させる事につながります。私たちは、貴労連が掲げる「すべての労働者を視野に入れた労働運動」「大企業職場との連携」の方針に基づいて、今後とも東芝争議を支援していただくよう願っています。

以上、私たちは節度を持って原点を見ずえた運動を展開し、提訴団の自主的・主体的立場を堅持し団結を強化し、職場労働者の期待にこたえてがんばる決意を申し上げて御回答といたします。

以上